

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東伊豆町・河津町	ハウス柑橘産地	令和4年3月18日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3.47ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.47ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.48ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.77ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.73ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.24ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・ハウス柑橘産地の主要品目はハウスみかんである。温暖な気候、生産者の高い技術、厳しい選別による安定した品質により、高単価で取引されている。ハウスみかんの他に、ハウスネーブル等ハウス中晩柑を栽培する生産者がいる。
 ・ハウスみかん産地の発展には、生産量を増加させる必要があるが、全生産者のうち70歳以上かつ後継者のいない方が3割おり、離農による生産量の減少が懸念される。一方で、規模拡大は十分に進んでいない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・生産量の増加に向けて以下の①～②に取り組む必要がある。
 ①若手生産者を中心とした規模拡大を推進する。
 ②高反収かつ省力化が見込める新技術「垣根仕立て」栽培を産地に普及する。
 ・本産地は高い技術を生かした安定した品質のみかんが強みであるため、ベテランの技術を若手に継承する必要がある。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
到達	A	ハウスみかん	1,500 m ²	ハウスみかん	1,500 m ²	東伊豆町
認農	B	ハウスみかん	1,800 m ²	ハウスみかん	1,800 m ²	東伊豆町
認農	C	ハウスみかん	8,200 m ²	ハウスみかん	8,200 m ²	東伊豆町
認農	D	ハウスみかん	3,100 m ²	ハウスみかん	5,100 m ²	東伊豆町
認農	E	ハウスみかん	1,300 m ²	ハウスみかん	1,300 m ²	東伊豆町
認農	F	ハウスみかん	2,100 m ²	ハウスみかん	3,100 m ²	東伊豆町
認農	G	ハウスみかん	1,700 m ²	ハウスみかん	1,100 m ²	東伊豆町
認農	H	ハウス中晩柑	300 m ²	ハウス中晩柑	300 m ²	東伊豆町
到達	I	ハウスみかん	1,642 m ²	ハウスみかん	1,642 m ²	河津町
到達	J	ハウスみかん	4,396 m ²	ハウスみかん	4,396 m ²	河津町
到達	K	ハウス中晩柑	2,769 m ²	ハウス中晩柑	2,769 m ²	河津町
認農	L	ハウス中晩柑	1,147 m ²	ハウス中晩柑	1,147 m ²	河津町
計	12人		29,954 m ²		32,354 m ²	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

若手生産者の技術向上

・安定した品質のみかん生産及び規模拡大を実現するために、基本的な栽培技術の徹底を目的とした若手勉強会を開催する。また、栽培マニュアルの見直しにも取り組む。

垣根仕立て栽培の普及

・若手生産者を中心に勉強会の開催等を通じて、垣根仕立て栽培を普及する。
・垣根仕立ては慣行栽培と比較して高反収かつ定植から短期間で収穫が見込めることから、規模拡大時だけでなく、改植時にも導入を推進する。

若手生産者を中心とした農地集積

・上記2つの取組を通じ、若手生産者を中心に規模拡大により農地集積を進めていく。初期コストをおさえるため、ハウス栽培を辞める農業者からの園地・施設の継承も検討する。

農地中間管理機構の活用方針

・安定的な営農を実現するため、農地中間管理事業による貸借を推進する。